

東北大学病院構内自動車入構管理実施内規

制定 平成 29 年 4 月 27 日

改正 平成 30 年 6 月 26 日

令和 元年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人東北大学星陵キャンパス構内自動車入構管理規程（平成 29 年規第 5 2 号。以下「規程」という。）に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の星陵キャンパス構内のうち、病院に係る区域（以下「病院構内」という。）における入構管理の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において「部局」とは、病院、医学系研究科及び附属図書館医学分館をいう。

(入構許可申請者の資格)

第 3 条 規程第 5 条第 2 号に定める構内に通学する学生のうち、入構管理担当部局の長が認めた学生は、大学院医学系研究科臨床講座等の学生及び研究生とする。

2 規程第 5 条第 3 号に定めるその他入構管理担当部局の長が特に必要と認めた者は、次の各号に掲げる者をいう。

一 病院構内において事業を行うことが認められている事業所の職員

二 本学が委託する業務に従事する者

三 本学への用務のため病院構内へ入構する業者等

四 東北大学の学生で、前項に定める者以外の者のうち、特別な事情により自動車で病院構内へ入構する必要がある者

(入構許可の申請手続き)

第 4 条 規程第 6 条に規定する入構許可申請を行う場合は、別紙第 1 号様式「入構許可申請書」又は別紙第 2 号様式及び別紙第 3 号様式「特別入構許可申請書」により所属する部局又は用務を行う部局（以下「所属部局等」という。）の事務部を経由し、又は直接病院事務部に提出するものとする。

2 病院事務部は、入構許可証を作成のうえ、所属部局等の事務部を経由し、又は申請者に直接交付するものとする。

3 第 1 項の申請内容に変更があった場合や自動車による入構の必要が無くなった場合には、別紙第 4 号様式「入構許可（内容変更申請・返還請求）書」を提出しなければならない。

第 5 条 病院長は、病院構内の駐車場のうち、次の表に掲げる駐車場については、星の子保育園に在園する子を持つ職員又は大学院学生等のうちから利用者を指定させることができる。

駐車場名称	台数
旧西病棟北側駐車場	39 台

- 2 星の子保育園に在園する子を持つ職員又は大学院学生等による前項の駐車場の利用希望数が、駐車可能台数を上回った場合の取扱いについては、別に定める。

(入構許可証の許可基準)

第6条 入構許可証（通勤・通学用）は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 病院構内を主たる勤務地とする役員及び職員で、通勤距離が3 km 以上で、かつ、現住所から最寄りの地下鉄駅までの距離が5 0 0 m 以上の者のうち、自動車による通勤手当が認定されている者
 - 二 病院構内を主たる通学地とする大学院医学系研究科臨床講座等の学生及び研究生で、通学距離が3 km 以上で、かつ、現住所から最寄りの地下鉄駅までの距離が5 0 0 m 以上の者のうち、他病院での診察がある者
 - 三 病院構内において事業を行うことが認められている事業所の職員で、通勤距離が3 km 以上で、かつ、現住所から最寄りの地下鉄駅までの距離が5 0 0 m 以上の者
 - 四 本学が委託する業務に従事する者で、通勤距離が3 km 以上で、かつ、現住所から最寄りの地下鉄駅までの距離が5 0 0 m 以上の者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、入構許可証（通勤・通学用）を交付する場合がある。
- 一 身体等が不自由な者
 - 二 妊娠中及び産後1年を経過しない者
 - 三 通勤途中に子（未就学児）の送迎をする必要があり、通勤距離が2 km 以上の者
 - 四 通勤途中に星の子保育園へ子の送迎をする必要がある者
 - 五 三交代勤務の看護師で、通勤時間に公共交通機関がなく、通勤距離が2 km 以上の者
 - 六 その他、特別な事情があり、自動車の使用に相当の理由があると認められる者
- 3 休日・夜間入構許可証（通勤・通学用）は、病院（以下「本院」という。）の職員並びに大学院医学系研究科臨床講座等の学生及び研究生のうち、通勤・通学距離に関わらず、休日及び夜間において勤務を要する場合で、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。
- 一 緊急の呼出がある者
 - 二 本院の勤務と他病院での診察がある者
 - 三 その他、特別な事情があり、自動車の使用に相当の理由があると認められる者

(特別入構許可証の許可基準)

第7条 特別入構許可証は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 他のキャンパスの役員及び職員で、授業、研究活動、会議等のためやむを得ず自動車で構内へ入構する必要がある者
- 二 本学への用務のため構内へ入構する業者等

(入構許可証等)

第8条 規程第6条第3項に定める入構許可証は、次のとおりとする。

- 一 入構許可証（通勤・通学用） 別紙第5号様式
- 二 休日・夜間入構許可証（通勤・通学用） 別紙第6号様式
- 三 特別入構許可証 別紙第7号様式

- 2 規程第8条第2項に規定する一時入構許可書は、別紙第8号様式とする。
- 3 第1項に定める入構許可証の有効期限は、交付した年度限りとし、前項に定める一時入構許可書の有効期限は、当日限りとする。

(入構負担金)

第9条 規程第7条第1号に掲げる者に係る同条に定める入構負担金は、次の表に定めるとおりとする。

区分	入構負担金の額
入構許可証（通勤・通学用）	（月額）1,000円
休日・夜間入構許可証（通勤・通学用）	（月額）500円

- 2 入構負担金は、入構許可証と引き換えに現金で支払うものとする。ただし、役員及び職員のうち、希望する者については、毎月の給与から控除する。
- 3 自動車による入構の必要が無くなった場合で、事実の発生の日が月の初日で15日以内に入構許可証の返却があった場合には、当月以降に係る入構負担金、それ以外の場合には返却した月の翌月以降に係る入構負担金を徴収しないものとし、既に徴収している入構負担金がある場合は、これを返還する。
- 4 規程第7条ただし書きに定める障害のため自動車を使用しなければ通勤・通学等を行うことが著しく困難であると入構管理担当部局の長が認める者は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため自動車を使用しなければ通勤・通学等を行うことが著しく困難であるとの申し出を行った者とする。

(駐車整理料)

第10条 規程第8条第4項に定める駐車整理料は、次の表に定めるとおりとする。

利用者	利用時間	駐車整理料	備考
外来患者	30分以内	無料	
	30分を超え1時間以内	100円	
	1時間を超え1時間毎	100円	ただし翌朝7:00まで最大300円
入院患者家族	30分以内	無料	
	30分を超え1時間以内	100円	
	1時間を超え1時間毎	100円	ただし翌朝7:00まで最大500円
見舞人、その他 本院に用事のあ る来訪者	30分以内	無料	
	30分を超え1時間以内	200円	

	1 時間を超え 3 0 分毎	2 0 0 円	ただし翌朝 7 : 0 0 まで 最大 3 , 0 0 0 円
--	----------------	---------	------------------------------------

2 駐車整理料は、本院が設置する自動精算機により現金で支払うものとする。

(入構窓口等)

第 1 1 条 規程第 8 条第 2 項に定める入構窓口は、次のとおりとする。

入構窓口	受付時間
第 1 駐車場 入構管理ボックス	平 日：午前 6 時 3 0 分～午後 8 時まで 土日祝：午前 8 時～午後 8 時まで
第 2 駐車場 入構管理ボックス	平 日：午前 7 時～午後 8 時まで 土日祝：午前 8 時～午後 8 時まで
第 3 駐車場 入構管理ボックス	平 日：午前 7 時～午後 5 時 3 0 分まで
西駐車場 入構管理ボックス	平 日：午前 6 時 3 0 分～午後 8 時まで 土曜日：午前 8 時～午後 5 時まで
臨床検査棟前 入構管理ボックス	平 日：午前 7 時～午後 8 時まで 土曜日：午前 8 時～午後 5 時まで

(一時入構許可書による入構者の管理)

第 1 2 条 一時入構許可書の交付を受けた者は、規程第 8 条第 3 項により用務を行った部局の職員の認証を受けた一時入構許可書を入構窓口に戻却しなければならない。

(禁止行為)

第 1 3 条 病院構内に自動車で入構する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- 二 駐車場その他病院構内の施設設備等を損傷し、又は滅失すること。
- 三 許可なく物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- 四 許可なく印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- 五 駐車場その他病院構内の管理に支障がある行為をすること。

(違反に対する措置)

第 1 4 条 規程第 1 0 条第 2 項に定める違反者に対する措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 違反者に警告等を行うこと。
- 二 警告書を違反車両に貼付すること。
- 三 入構許可を取り消すこと。
- 四 構外への退去を命じること。
- 五 前各号の措置に応じず放置された自動車を撤去すること。

(損害賠償)

第 1 5 条 病院構内に自動車により入構した者が、その責に帰すべき事由により駐車場その

他病院構内の施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(病院構内における損害)

第16条 駐車場その他病院構内

において発生した盗難、自動車の衝突・接触等による事故、天変地変その他不可抗力による損害については、本学は一切の責任を負わない。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 東北大学病院構内自動車入構管理内規（平成28年3月17日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年12月26日から施行する。